

桑名市立小中学校GIGAスクール端末等の売払い（単価契約）仕様書

1. 目的

国が提示している使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付け文部科学省・経済産業省・環境省事務連絡「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）に則り、市がGIGAスクール構想の下で令和2年度に整備した学習者用タブレット端末（iPad）（以下「端末」という。）等を適切に売り払うもの。

2. 条件等

- (1) 買受者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に三重県を含んでいるものに限る。）を受けていること。又は、資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者等（製造事業者でない場合は、Apple Japan合同会社の正規ディストリビューター）であること。なお、一般競争入札参加申込時に認定を受けていることを証明する書類等を提出すること。
- (2) 端末が情報機器である性質を踏まえ、買受者が小型家電リサイクル法又は資源有効利用促進法に基づくパソコン・タブレットの適正な処分実績を有しており、直近年度の処分実績が本件処分台数を上回ること。なお、一般競争入札参加申込時に認定計画に基づく直近年度の再利用の処分実績を示す書類を提出すること。

3. 業務内容

- (1) 買受者は、桑名市（以下「売払者」という。）の小・中学校で使用していた端末等を回収し、小型家電リサイクル法又は資源有効利用促進法に基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度の認定を受けた買受者の再資源化事業計画（以下「認定計画」という。）に準拠して、回収した端末等を再使用・再資源化する。
- (2) 端末に含まれるデータの消去を、『8. 処分方法』に定める方法で確実に実行し、端末ごとにデータ消去完了証明書を発行する。

4. 履行期間

契約の日の翌日から令和8年8月28日まで

5. 対象物品

- (1) GIGAスクール端末（iPad 第7世代 Wi-Fi モデル 32GB）
- (2) GIGAスクール端末の付属品（画面保護フィルム、電源アダプタ・充電ケーブル、キーボードケース等）

6. 予定数量・引渡し場所等

- (1) 数量は、別紙1に記載の内容とする。ただし、場所ごとの数量が変動する可能性

がある。また、最終的な売払数量は、引渡しまでに売払者が確定させた数量とする。

- (2) 電源が入らない、画面割れ等の不良端末も総台数の5%以内までは買取台数に含むものとする。
- (3) 端末付属品の数量は、別紙1の数量より少ない可能性があるが、数量が不足しても契約金額を変更はしないため、そのことを踏まえて1台当たりの買取金額を算出すること。

7. 引渡し方法

売払者及び買受者は、対象物品を引き渡す日時・場所等について事前に協議を実施する。

買受者は、協議内容に基づき、端末を回収するための梱包材（専用ケース等）を引渡し場所等に配布し、各引渡し場所等にて梱包した端末を回収する。買受者は、内容に基づき、引渡し等に必要な車両等を手配すること。引渡し時に、買受者は各学校等の担当者と端末の台数確認を実施すること。

8. 処分方法

買受者は、引渡しを受けた対象物品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) 「小型家電リサイクル法」又は「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における買受者の認定計画に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- (2) 端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 買受者の認定計画に準拠した処分（再使用・再資源化）を実施する前に、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（2024年1月改訂。以下「セキュリティガイドライン」という。）に準拠したデータ消去を行うこと。具体的な方法として、OS等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去ソフトウェアにより上書き消去する方法（以下「上書き消去方式」という。）で確実に消去を行うことを原則とする。故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMCを使用している場合は2mmを目安に粉碎処理等）を行うこと。データ消去完了後は、端末ごとの個体番号・消去方法・消去完了日時・作業員名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、売払者が端末ごとにデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去に関する内容を5年間保管し、売払者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。なお、破壊による消去方法を実施した場合は破壊装置及び破壊後の写真データ（1台分）を提出すること。
- (4) 買受者の認定計画に基づき端末を再使用する場合は、売払者が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。また、本項の内容を第三者にさせる場合は、別紙2「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づいて売払者の承諾を得るものとする。

9. 履行確認

買受者より提出を受けたデータ消去完了証明書で各端末のデータ消去作業が完了したことを確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものをみなす。

10. 支払い方法及び所有権の移転

- (1) 買受者は、売払者の履行確認完了後に、売払者が発行する納入通知書により、契約金額を支払うこと。
- (2) 端末等の所有権は、買受者から売払者への買受代金の支払いが完了した時点で売払者から買受者に移転する。

11. 協議事項

買受者は、売払者と連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に売払者と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、売払者と協議し、その指示に従うこと。

12. 留意事項

(1) 損害賠償

業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、売払者の責に帰すべきものを除き、全て買受者の責任において処理すること。

(2) その他

- ① 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、買受者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した端末に含まれる個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。
- ② 買受者は、本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに売払者へ当該事由の内容及び売払者が受ける影響が最小限となる措置を講じ、速やかに書面をもって通知すること。買受者の業務開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、売払者は契約を解除することができる。その場合の補償等は一切行わない。
- ③ 本仕様書に定める全ての業務（データ消去、証明書発行、再資源化等）を履行するための費用は、買受者の負担とすること。